

# ヘーゲル「法・権利の哲学」第5回講義の国家・政治体制論 —1822/23年・冬学期（ベルリン大学）—

福吉勝男

ヘーゲルは主著の一つである『法・権利の哲学要綱』（以下『要綱』と記す）を1820年末に刊行したが、この刊行以前に「法哲学」に関する講義を3回行なっている。そして『要綱』刊行以後に、この著作をベースにして4回講義を行なっている。但し、最後のものは60分授業を2回実施し、後は病気休講そして死去しているから、実質的には『要綱』の刊行以後は3回ということになる。

本稿で検討の対象にするのは、『要綱』刊行後に行なった2回目めのもの——通算では第5回講義（1822/23年・冬学期）である。この講義は1822年10月30日から翌年の3月20日まで、毎週5回、午後17時から18時まで行なわれた。聴講生は20名であった<sup>1)</sup>。本講義に関わる講義録は、聴講生のH.G.ホトーがヘーゲルの講義を聴きながらメモし、作成したものである。

この講義録の特徴は、次のような点にある。

(1)『要綱』の「主文」および「注解」についてのメモ（ノート）はきわめて少なく、ほとんどがヘーゲルによる「口頭解説」を記録したものになっている点である<sup>2)</sup>。

(2)「主文」および「注解」の部分と「口頭解説」の部分との比率は、1対10ほどのものになっている。（ちなみに第6回講義では、その比率は1対5程度である。）但し、このことはヘーゲルが講義の中でそのような比率で行なったということでは必ずしもないであろう。ホトーが『要綱』の部分メモしなかった——著作はすでに刊行になっているがゆえに——かもしれないのである。しかし、もしホトーのノートの通りの講義ならば、分量的に圧倒的に多い「口頭解説」が一層重要になってくる。（ちなみに、第6回講義の場合は、聴講生のK.G.J.v.グリースハイムが講義の全体を忠実にノートしており、したがってそのノートをみることによってヘーゲルの比重の置き方——「主文および注解」と「口頭解説」とでの——が理解できる。）

(3)なお、この第5回講義に関するホトーのメモ（ノート）と、第6回講義に関するグリースハイムのメモ（ノート）とにおけるヘーゲルの「口頭解説」部分を収録したものが、グロクナー編集のヘーゲル全集（ベルリン・アカデミー版）中の『要綱』において、各節の後に< Zusatz>として入れられている。邦訳では、例えば藤野・赤沢訳（「世界の名著」第35巻、中央公論社）において、< 追加>として挿入され訳されている。

本稿において私は、第5回講義におけるヘーゲルの国家・政治体制論を中心に検討していく。そのさいテキストにおける主な検討箇所は、第Ⅲ部「倫理」、「国家」中の「a 国内法」である。「a 国内法」には第260節から第329節まで割り当てられている。なお、「国家」は「a 国内法」、「b 国際法」、「c 世界史」に三区分される。

## I

第260節から第271節までの「本文」および「口頭解説」において、主に次の点について述べられている。

### (1) 国家の理念・本質について

国家の理念は何であるのか、国家はどのようなことを本質としているのかについて、ヘーゲルはこう述べている。

<イ>「国家の構造・構成 (Konstruktion) は自由という建築物を実現することである」(S. 716)

<ロ>「近代における国家理念の特徴は…自由の実現態とするところにある」(S. 717. 488 頁)

<イ>、<ロ>から分かることは、ヘーゲルは国家を人間の自由の実現態と理解している点である。言い換えると、国家において人間はみずからの自由を実現するという点である。国家と自由の実現を結合させている点は重要である。しかし、この指摘だけでは、自由とは何か、自由とは人間のどのような状態をいうのか、ということも明確ではない。こうした自由の内容についてヘーゲルはいかに把握しているだろうか。この点について、ヘーゲルは次のような二通りの仕方でも説明している。

第1——「市民社会と家族の利益が目的の普遍性へと総括されねばならないのであって、しかしそれは己の権利を保持せずにはおれないところの特殊性の知と意志の働きを無視したり、それ抜きにしてはできないことである。[そこに近代国家の本質がある。]」(S. 717. 489頁)

第2——「普遍的なものは実現されていなくてはならないが、他方主体性も完全に発展させられなくてはならない」(S. 718. 489頁)

第1と第2とでは表現の仕方は異なっているが、同じ事態を説明しているのである。その理由はこうである。第1の説明中の「市民社会と家族の利益が目的の普遍性へと総括」されるという表現は、個々人の特殊な利益の追求が全体の普遍的利益の追求に合致していくということを言い表しているものであり、同時にこのことは第2で表現されている主体性を発揮しつつ普遍的なものを実現するという事柄を意味していると思われるからである。

ここで私が重要だと考えるのは、ともすれば国家での自由という場合、自己の利益・欲求は国家へ譲渡され吸収されてしまうという傾向を有するが、そうではなくて個々人の主体性もそこには十分に発揮され発展させられているという点である。こうした確認に立つからこそ、ヘーゲルは近代国家と古代国家とを比較し、古代国家のデモクラシーを高く評価しつつも、そこでは構成員の主体性、自発性が欠如しているとして批判したのである。個々人の主体性が真に活きるのは近代国家においてなのである。

### (2) 国家諸制度と国家公民の「心指し」(Gesinnung) ——愛国心について

ホトーのノートでは、『要綱』の第268節がそのままメモされている。それによるとこうである

——「政治的心指し、総じて愛国心というものは、真理をふまえた確信〔たんに主観的な確信は真理に由来するものではなくて、私的な意見であるにすぎない〕であるとともに、習慣になった意志のはたらきであるから、国家において存立している諸制度の成果に他ならない。国家においては、理性的な本性が現実に存在しているとともに、この本性が諸制度に適った行動によって確証されているからである」(S.723f.495頁)。

みられるように、この説明では政治的心指し——愛国心の特徴について次の二点にわたって指摘されている。第1には、政治的心指し(愛国心)は私的な意見と異なって「真理をふまえた確信」であるとされる点である。私的な意見はあくまで個人的な主観的な考えであって、ここには客観的な真理の要素がみられない。それに対して、愛国心の方は「確信」という主観的な要素を含んでいるが、真理＝客観的なものに裏打ちされたものに他ならない。この点は、「習慣になった意志のはたらき」とも表現されている。

第2には、政治的心指しは「信頼」であるといわれる点である。信頼といわれるゆえんは、私の特殊な利益が国家の利益と目的のうちに含まれ、維持されているからである。私は国家において私の利益が満たされ擁護されているという点から、国家に対して信頼をしているのであり、ここに愛国心の根拠がある。この愛国心は、同時に私にとって意識における「自由」を表現しているに他ならない。

ヘーゲルは、以上のような政治的心指し(愛国心)についての特徴を指摘した上で、さらに次のように口頭解説を追加していることがホトーのノートにはメモされている。第1には、愛国心というほどの高度な政治的心指しは1つの「出来上がった教養」であること。第2には、「当のもの〔国家〕は存続せねばならず、当のもの〔国家〕においてのみ特殊な利益は成就されうるといふ信頼を人々もっている」ということから、「万人のもっている秩序についての基礎感情」(S.725.496～497頁)であると確認している。

### (3) 国家・宗教観批判について

ヘーゲルは『要綱』本文での論述をベースにして口頭解説を加える形で、国家と宗教との相違、一面的な見方の国家観、宗教観の批判をきわめて詳細に行なっている。まず、ヘーゲルは国家の理念、国家の本質、あるいは理性的国家の特性について次のように確認する。この点は、先に(1)で確認した内容と同一のものである。

ヘーゲルは述べる——「国家は現実的であり、そして国家の現実性は、全体の利益が特殊な諸目的のうちへ実現されるということにある。現実性とは、つねに普遍性と特殊性との一体性であるが、この一体性は、普遍性が特殊性へと分解されていて、その特殊性が全体のなかではじめて支えられ守られるにもかかわらず、一個の自立的な特殊性として現象するような一体性である」(S.726f.512頁)。ここで述べられている基本的な考えは、普遍性＝特殊性、全体の利益＝特殊な利益ということである。これが意味しているのは、個々人の利益が全体・国家のなかではじめて守られ、実現しているということである。個人の利益が国家のなかで解消してしまうことを決して意味していない。国家のなかで、「一個の自立的な特殊性」はどこまでも活かされているのであ

る。こうした国家が理性的な国家である。したがって、このような内容を有していない国家はたとえ現実に存在していても、それは現実的でない、「真実の実在性」を有していない「悪しき国家」(S.727.512頁)とされる。

こうした本質的な意味を有する国家が、「宗教から立ち現われなければならない」(S.729.513頁)という最近の議論をヘーゲルは紹介する。宗教から国家への理由は、「国家は一個の有限なもの」であり、「世俗性の一領域」のものであるにすぎず、したがって「無限性の一領域」(S.730.513頁)である宗教つまり教会に従属し、それらを土台として必要であるからであるとされる。

しかしヘーゲルによると、「こうした考察はきわめて一面的である」(S.730.513頁)と批判される。そしてヘーゲルは、以下の三点にわたって国家と宗教とが本質的に異なるとする俗説における問題点を指摘し、批判する。

第1には、国家は一面では世俗的で有限ではあるが、同時に他面で、「国家には生命を与える魂があり、そしてこの魂を与えるものは主体性である」といわれるように、「理性的国家はそれ自身のうちにおいて無限である」(S.731f.513~514頁)。こういうところから、国家が有限なものにすぎないというのは一面的な見方だと批判する。

第2には、「国家は宗教によって是認されなくてはならない」、「国家は宗教を基礎としなければならない」(S.732.514頁)といわれることへの誤った現象についてである。本来の真実の理解は、ヘーゲルによるとこうだ。宗教も国家も同じく理念に関わる。そのさい宗教においては、理念は「心情の内奥にある精神」であり、国家においては理念は世俗性を与えられ、「現存在と現実性を手に入れ」たものである。このことをヘーゲルはこう言い直す。つまり、国家は「理性的本性に基づかねばならず、この本性から生じなければならない」(S.732.514頁)ということの意味しているとする。こうした事柄が、次のように誤解されることをヘーゲルは指摘する。つまり、宗教との関係にあまりにも密着した国家観においては、「人間は、その精神が不自由な宗教によって縛られていると、このために服従にはもってこいの人間になる」と誤解される場合である。しかしながら、ヘーゲルによるとともと（本来の）「キリスト教は自由の宗教である」(S.732f.514頁)。宗教・キリスト教は人間・国家の自由を阻害したり、束縛したりするものではない。

第3には、国家と宗教とが相違していることを明確にすることが大切であるとする点である。国家が要求するものは「法的義務」の形態をとり、またこの義務がどのような「心持」で履行されるかは問わないという点で、本質的に宗教と異なるとされる(vgl.S.735.514頁)。つまり、宗教の内容は心情、感情、表象といった「内面性」、「主観性」を基盤としており(vgl.S.736.514~515頁)、これに対して国家は「己を現実化するものであり、己の諸規定に堅固な現存在をあたえるものである」(S.736.515頁)。

「内面性」、「主観性」と「現存在」という両者の特性には根本的な相違があるとする。したがって、この相違を見誤って、例えば教会が国家のようにふるまって「刑罰」を課す時は、教会は「専制的宗教」(S.735.514頁)に墮落し、「国家の組織を転覆させる」(S.736.515頁)ことになる。こうして結論として、内面的主観性を本性とするがゆえに「恣意」と「独断的意見」(S.74

0.515頁)に偏る危険性をもつ「宗教そのものは〔国家のように〕統治者であってはならない」(S.740.515頁)とヘーゲルは強調するのである。

## II

ホトーは国内体制のあり方についてのヘーゲルの踏み込んだ論述をノートするに先立って、『要綱』の第271節と第272節の本文をそのままメモするとともに、ヘーゲルによる「口頭解説」を詳細に書き記している。

第271節に関しては、一国の政治体制の基本的特徴について生命を有した生物有機体になぞらえて説明している。政治体制は、第1に「国家の組織」であり、国家という有機的生命が営む「生活過程」であること、第2に政治体制としてその核心が把握される国家は、「一個の個性として排他的な一者」であり、この一者は「もろもろの他者」と関わりと説明される(「本文」参照)。

この説明において主張されていることは、いうまでもなく次のことである。政治体制ないしは国家というものは一つの生きた生命体と同一の特徴をもつものであり、その本質は独立している(「一個の個性として排他的な一者」)からこそ、他の独立した諸国家(「もろもろの他者」)と様々な国際的な関係を取り結ぶのである。

こうした基本的特徴を有する本来の国家の政治体制において肝心なのは、国家の内政に主として関わる「市民」の管轄領域と、国家の対外意向に(主として軍事として)関わる「軍人」の管轄領域との両面が「均衡状態」にあるということが「国家の心構え」の眼目をなす、ということについてヘーゲルは「口頭解説」で強調している(vgl.S.741f.516頁参照)。

第272節に関しては、まず『要綱』の次のような本文がそのままメモされている——「体制が理性的であるのは、国家が己の活動を概念の本性にしたがって己のうちで区別し規定するかぎりにおいてであり、しかも国家がこれら諸権力の各々自身がそれ自身のうちで総体性であるように、己の活動を区別し規定するかぎりにおいてである」(S.743.516頁)。

この本文での叙述は、理性的な国家体制とはどのようなあり方をしているのかについて概括したものである。国家が「己のうちで区別し規定する」諸権力とは、明らかに立法権・統治権・司法権という三つの国家権力のことである。以後の説明において注目しておくべきことは、「これら諸権力〔三権力〕の各々自身がそれ自身のうちで総体性である」とはどのような権力のあり方をさしているのかということである。ヘーゲルは、単純に国家権力を三つに区別し、そして各々の権力がそれぞれ別々の機能を有し、管轄領域を有している、ということを主張してはいない。

このことについて、ヘーゲルが「口頭解説」において繰り返し強調している二箇所を指摘しておく。(イ)「国家の諸権力は、このようにたしかに区別されていなければならないが、しかし各権力はそれ自身において一個の全体をなさなくてはならない」(S.745.519頁)。(ロ)「各権力がそれ自身として抽象的に切り離されていなければならないかのように想定する途方もない誤謬に陥ってはならない」(S.745.520頁)。

三権力はたしかに区別されるが、同時に各々が総体性をなしている。したがって、ヘーゲルに独自の概念の展開から三権のあり方についていうと、立法権は普遍性に、執行権は特殊性に照応するが、司法権は個別性に照応するかという点に注目しておくべきである。ヘーゲルはいう——「司法権は概念の第三の契機〔個別性〕ではない」(S.748.520頁)。ヘーゲルにあっては、司法権は執行権(統治権)に含まれ、そして概念契機の「個別性」にあたるものとして君主権が考えられている点が特徴的である。この点については後に詳しくみることにしたい。

第272節に関しては、こうした「理性的な国家体制」のあり方についての「本文」および「口頭解説」に続いて、三つの国家権力のうちの「立法権」での財政問題について、次のように言及されている点の特徴的である——「立法権に付与される(割り当てられる)主要な事柄は財政問題であった」(S.749)。

この財政問題については、ちなみに第5回講義に続いて行なわれた第6回講義では、第298節「口頭解説」において次のように強調されている——「立法権の主要な対象、否、唯一といってよい対象は財政である」(S.700)。これほど重視される立法権の対象としての財政問題は、しかしながら第6回講義の第272節「口頭解説」では論じられていないのである。

このように、第6回講義では第298節「解説」で強調される立法権における「主要な対象」、「主要な事柄」としての財政問題が、第5回講義ではいち早く第272節「解説」で注目されるのはなぜだろうか。それだけヘーゲルは三権のうちの立法権を、そして立法権の対象としての財政問題を重視しているということだろうか。

### III

三権についての具体的な詳述は第275節からである。それに先立つ第273節と第274節は重要であり、とりわけ第273節に関する内容は大切である。

ヘーゲルの説明する第273節に關係してホトーがノートしているのは、概括していうと次の二点である。第1は概念契機としてみた場合の三つの国家権力の性格づけであり、第2は本来の国家体制のあり方・特徴づけである。

まず第1に関しては、ノートをそのまま記しておくところである。(『要綱』の第273節を一部省略したものになっている。)  
「三つの権力は概念契機である。1. 普遍性ないしは立法権。2. 特殊性ないしは統治権。3. 個別性ないしは君主権。」(S.750)

みられるように、立法権・統治権・君主権という三権の各々は分離された別個のものではなくて、概念という全体的なもの、つまり国家(体制)の契機をなしているのである。三権をもって全うな国家(体制)が構成されているのであって、この全体構成の現われ方が普遍性・特殊性・個別性に照応して立法権・統治権・君主権と分けられるにすぎないのである。しかしながら逆照射すれば、全体としての国家(体制)は三権に区分される。区分されながら有機的に連関する三権の具体的な内容とその特徴はどのようなものかについて、後節での説明が注目される。

第2に関しては、ヘーゲルによる「口頭解説」での次の三つの指摘が重要である。

(1)「近代〔現代〕世界の原理は、要するに主体性の自由である。これは、精神的総体性のうちに存在しているすべての本質的な面が、己の権利を獲得しながら発展していくということである」(S.750.525頁)。

(2)「この立場に立てば、どの形式がよりよい形式なのか、君主制なのか民主制なのかというようなくだらない問いはまず発せられるはずがない」(S.750f.525頁)。

(3)「我々は、己のうちに自由な主体性の原理があることに耐えることができず、成熟した理性に適合する術を心得ていないような一切の国家体制の形式は一面的な形式である、と告げさえすればよい」(S.752.525頁)。

(1)、(2)、(3)でヘーゲルが強調していることは明確である。まず(1)において、近代〔現代〕世界は「主体性の自由」を原理としていること、そしてこの「主体性の自由」あるいは「自由な主体性」(3)を原理とした国家体制こそ「成熟した理性」に適合したものであることが(3)において強調される。そして、こうした「自由な主体性」を原理にした「成熟した理性」に適合した国家体制は、君主制なのか民主制なのか問うこと自身無意味だといわれる(2)。無意味だということは、説明を要しないほどきわめて明瞭だということでもある。ホトーのノートには、この理性的な国家体制について特記されていない。特記される必要のないほど明確に理解されうるといふことであろう。つまり、それは「立憲君主制」に他ならない。

実際、ヘーゲルはこの第273節の本文では、三権のうちの立法権、統治権の概括的な説明に続いて、君主権についてふれたさいこう述べている——「…したがって君主権は、全体——すなわち立憲君主制——の頂点であり起点である」(520頁)。同時にヘーゲルは、本節の「注解」の冒頭において明確に次のように記している——「国家の立憲君主制への成熟は、実体的理念が無限の形式を獲得した近代〔現代〕世界の業績である」(520頁)。

以上のような第273節の「主文」と「注解」についての読み上げに続いての「口頭解説」であったがゆえになおのこと、「立憲君主制」という特記した特徴づけはなんら必要ではなく、ホトーのノートにも記されなかったのではなかろうか。

なによりも重要なのは、「主体性の自由」、「自由な主体性」を原理とした理性的な国家体制として「立憲君主制」が理解されていることであり、この立憲君主制は「近代〔現代〕世界の業績」としてきわめて高くヘーゲルによって評価されている点である。

## IV

### (a) 君主権

三権のうちまず君主権について、第275節から第286節において詳細に論じられる。トータルで12節にわたって君主権について述べられるが、このうち第276節、第277節、第280節、第281節、第283節、第285節、第286節の7節においては、『要綱』の本文がそのままノートされている。

第276節と第277節においては、国家権力の分立としての三権のあり方を中心とした政治的國家の根本諸規定が確認される。続いて、第280節と第281節では「個別性としての君主(権)」、第

283節においては「特殊性としての君主（権）」、そして第285節、第286節では「普遍性としての君主（権）」について述べられている。それらの概要はこうである。

まず、三権分立を基礎とした政治的國家の基本特徴として、ヘーゲルは次のように考えている。三つの國家權力が分立することは、権限・權力の集中を避ける上で大切である。しかし、その分立の仕方は各々が完全に独立な権限をもつわけではなく、各權力は「全体の一分肢」なのである。言い換えるなら、國家の諸契機〔三権〕は「実体的一体性」をなしているのである（vgl.S.757.5 27頁参照）。三権分立ばかりが強調されて、この実体的一体性の面が等閑にふされると、國家という統一体が確保されえない。したがってヘーゲルは、政治的國家の根本諸規定、基本特徴として、まず國家の実体的一体性という面を強調するのである。その上で、それゆえにというべきか、國家の諸權力が関わり執行する諸々の特殊な職務と活動は諸權力自身のものではなくて、実体的一体性にある統一体としての「國家の本質的な諸契機として國家のものであり、……私有物ではない」（S.758f.528頁）とヘーゲルは主張している。この点では、君主権といえども國家の本質的な一契機にすぎず、それは國家のものであって、君主の私有物ではないことになる。

次に、「個別性としての君主（権）」とはこういうことである。「國家意志」は単一でなければならない。もし単一でなく複数であるなら、國家意志を一つにまとめ、國家意志として最終判断、最終決定を下すことがきわめて困難な事態を向かえる。この点は内政問題でもそうであるが、対外・外交問題として外国諸國に向けて國家意志を表明することを思い浮かべれば明確になるであろう。そしてヘーゲルは國家意志は単一であって、それゆえ「直接的な個別性」でなければならないという。

直接的な個別性とは、ある特定の個人（個別性）が様々な選択肢や媒介性（例えば選挙など）を経ないで直接的に國家意志を担うこと、これが君主に付与された特性なのである。君主という特定の個人（個別性）が、「自然的出生」（S.762.536頁）によって（直接的に）君主の位に就くよう定められていること——これが「個別性としての君主（権）」のことである。〈出生による君主〉にどこまで合理性があるかは大いに議論のあるところである。しかし現代に至るまで続く世界各国での君主制は、どの場合もこの形になっていることだけは事実である。

続いて、「特殊性としての君主（権）」とは、君主権に含まれる内容、つまりは國事の内容、法律諸規定の内容のことを意味している。但し、内容といっても内容そのものを君主が作成するのではなく、この内容作成、決定根拠等をつくるのは「最高審議職」（die oberste beratende Stellen）である。そこでつくられた内容に関して決定を仰ぐ相手は君主である。さらに、最高審議職に就く諸個人の選任と解任は君主の意志——恣意に委ねられる。以上が、「特殊性としての君主（権）」に関わる事柄である。

最後に、「普遍性としての君主（権）」とはこういうことである。君主というある特定の個人が國家意志という普遍性を表現しなければならない。それはきわめて困難な問題である。なぜなら、特定の個人の決定・決断であるから主観的恣意性が強く機能する危険性を絶えず孕んでいるからである。ヘーゲルはこうした懸念を次のような形で払拭しようとする。つまり、主観的な点では、

君主の「良心」に依拠しなければならない。主観的恣意性がはたらくといっても、君主の良心を信じる必要がある。だが、良心はやはり良心であって、主観的なものである。君主に就いた個人の良心のあり方によって、国家意志のあり方が異なってくるであろう。ここでは客観性は保証されえない。そこでヘーゲルが君主権の客観的保証の点で強調するのは次のことである——「国家体制全体と諸々の法律のうちに存する」(S.771.543頁)。

これが主観性を補充し、客観性を確保する「普遍性としての君主(権)」の意味するところである。つまりは、ヘーゲルが考える君主(権)は絶対君主制を意味しているのではなく、君主が最終決定する内容づくりは他の国家機関でなされる——特に立法権と統治権・最高審議職——「立憲君主制」を意味しているのは明らかである。

以上が、『要綱』の本文がそのままノートされた部分の概要である。みられるように、君主権についてのヘーゲルの基本的な考えを知る上で重要ではある。しかし、より大事だと思えることは、第279節、第280節、第284節に関わってヘーゲルによりなされた「口頭解説」の内容である。その点について、以下でみてみることにしたい。

(1) 第279節に関する部分について、重要と思える二つの個所を引用しておきたい。ヘーゲルはいう——「実在的な理性性へと進んだ国家の形式においては、みずから自身を規定する主体性は君主である。最終決定、主体的な意志規定が帰着するはずである一つの個体、威力」(S.760)、「国民が主権者であるといわれる場合、このことは国民の述語である。述語は現存すべきであり、規定は現実的であるべきであり、君主としてそうである」(S.760f.)。

二個所においてヘーゲルが強調しているのはこうだ。まず(イ)、「実在的な理性性へと進んだ国家の形式」における議論だということである。次に(ロ)、「こうした理性的な国家においては、主体的に最終決定しうるのは君主であるということである」。続いて(ハ)、「国民が主権者である」といわれる場合、「主権者である」という述語が現存すべきであり、現実的であるべきであるのだから、国民＝「主権者」だとされる。そして(ニ)、「但しこのことは「君主としてそうである」といわれるのであるのだから、国民＝主体性と君主＝主体性とが同時に成立するということ」を意味するであろう。両規定が相反するのではなく、同時に成立するということである。一見すると相反する両規定が同時に成立するということは、特にこの場合、君主が主体性を発揮して最終決定をする場合、国民の視点、国民の利益を守り発展させる立場に立つということ意味するのである。

(2) 第280節に関する部分について、ヘーゲルは次のように口頭解説している——「〔君主の〕性格の特殊性に重きをおくまことにこうした前提が、ここでは役に立たない。完成した国家組織にあっては、形式的決定を行なう頂点が大事だからである」(S.763.538頁)、「君主に客観的性質を要求するのは間違っている。君主はただ『然り』」といって、画竜点睛の最後のピリオドを打ちさえすればよい」(S.764.538頁)。さらにヘーゲルは、君主の個人的特殊性が問題になる国家はまだ完全に成熟していない国家であるとしていう——「しっかりした秩序をそなえた君主制においては、客観的な面は当然法律にだけ帰属し、君主はただこの法律に主体的な『われ意志す』」

つけ加えさえすればよい」(S.765.538頁)。

ここでのヘーゲルの主張はきわめて明確である。君主の仕事は、客観的な内容には関わらず、「形式的な決定」として「画竜点睛の最後のピリオド」を打つのみである。ここでは、君主の個人的性格は一切関係ないのである。しかし重要なことは、こうした形式的決定ができるのは「しっかりした秩序をそなえた君主制」、つまり立憲君主制において他にないという点である。

(3) 第284節に関する部分についてヘーゲルはこう説明している——「[[決定の]客観的な面については、大臣たちが責任を負うのであって、主体的頂点としての君主には責任がない」(S.771)。これは、先の第280節の説明に引続いているものである。つまり、君主は決定の内容には関わらないのであるから、したがって内容に関わる責任には君主は関係がない。内容に関わる責任は、あくまで当該大臣にあるということであった。

以上のように、(1)、(2)、(3)で説明されているヘーゲルの主張には君主の形式的決定性、決定の形式性という点がきわめて鮮明である。しっかりした立憲君主制における君主権のもつ形式性という意味が特に強調されている点が理解できるのである。

## (b) 統治権

統治権については、第287節から第297節において述べられている。全11節のうち、『要綱』の本文がそのままノートされているのは、第287節と第295節だけである。残り9節はヘーゲルによる「口頭解説」だけがメモされているが、これら「解説」と先の「本文」ノートを合わせた全体を量的にみると、これまで検討してきた君主権およびこの後で検討する予定の立法権と比べてみて、最も論述の少ないのがここ統治権に関してなのである。では、三権のうちで比較的比重の小さい統治権のどのようなことについてヘーゲルは注目しているだろうか。

### (1) 統治権の特性と課題について

本講義録をみる限りでは、統治権に関してヘーゲルが強調しているのは次の一点に集約される。それは公務員についてである。まず、統治権を扱った冒頭の第287節において、『要綱』の本文が確認されている。そこでは統治権の特性と課題が明記される。「君主の決定したことを実施し適用することは、君主による決定そのものとは別のことである」(S.775.544頁)として、前者のすでに決定されていること、つまり「現存の諸法律、諸機構、共同目的のための諸施設など」(S.775.544頁)を運営し維持すること、これら職務に関係するのが統治権だとされる。ここには、「司法権」(die richterliche Gewalt)と「福祉行政権」(die polizeiliche Gewalt)が含まれる。そして、これら司法権、福祉行政権にしても、各構成員が各々の特殊的利害を追求する「市民社会」と深く関係しており、それゆえ統治権は「普遍的利益を市民社会の特殊的な諸目的のなかで貫くものである」(S.775.544頁)。このように統治権の特性と課題が確認される。

続いて、こうした統治権を主に担い、執行し運用する主体として「公務員」が注目されるのである。

### (2) 公務員の特性と職務等について

ヘーゲルが指摘したもののうち重要と思えるものを次にいくつか列挙しておく。

- ① 公務員への就職機会——「諸個人の中から公務員は任命されるべきである。そして公務員にあっては、その技能・能力が重要であり、生まれが重要なのではない」(S.777)。君主は生まれにより決まるが、公務員は生まれでなく、技能・能力しだいとの指摘である。
- ② 君主による公務員の任命——「多数の中から [公務員として] 決定することは、君主の主体性に帰属する」(S.777f.)。
- ③ 公務員の権利と公務員の身分的保証——「ある官職に結びつけられている個人は義務履行の課題を負っている。そのことと諸個人の諸欲求の可能な充足を保証することが結びつけられていなければならない」(S.779)。公務をすることによって手当をもらい、これによってみずからの欲求(生活上の)を充足させる。そして、公務活動を他の影響から自由になる保証をえるのである。
- ④ 公務員の解雇・免職——「ある公務員にあっては、それにしたがって行為すべきある原則が確定されうる。この確定されたものが、ある特定の個人の原則に矛盾する場合、この個人はこの業務をなすことができず、特により高い国家公務員においてはそうである。したがって、個人は除去されえなければならない。この自由は国家にはある」(S.781)。
- ⑤ 公務員の権力濫用の防止と公務員の位階制——「国家と被治者を、諸官庁とその公務員の側からなされる権力の濫用から守るための保証は、一面では直接、諸官庁および公務員の位階制と責任制のうちにある、他面では地方自治団体と職業団体との権限が認められていることのうちにある」(S.782f.551頁)、「位階制は全体的な有機体とよばれ、普遍的なものの特的なものとの全体的な編成であり、これは教会におけるのと同じである。したがって [管理・統制の] 保証は、下は上からによってのみ監視・監督されるという点にある」(S.783)。
- ⑥ 公務員の陶冶・形成——「公務員の地位の陶冶・形成」においては、そもそも義務に忠実であるということがなければならない。それに属する諸性質は習性 (Sitte) になっていなければならない、命令されうるものではない」(S.785)。
- ⑦ 公務員と国家の教養——「国家公務員は中間階層 (Mittelstand) をなす。この階層のうちに、[国家] 意識と最も根本的な教養がある。それゆえこの階層は、合法性と知性という点で国家の柱石をなす。だから中間階層は国家において最も重要なものであり、中間階層が存在していない国家は、まだ高い段階に立っていない」(S.787.552頁)。この場合の「中間階層」の〈中間〉とは君主と民衆との中間ということであり、本来の公務員というものはこうした中間に位する教養ある階層に他ならないとされる。

### (C) 立法権

立法権については第298節から第320節までの全23節にわたって論じ説明されており、これまでみてきた君主権(全12節)、統治権(全11節)と比べて量的にはほぼ2倍に近く、ヘーゲルによって

いっそう重視されていたことが分かる。

全23節のうち『要綱』の本文がそのままメモされているのは、第299節、第301節、第302節、第305節、第307節、第308節、第311節の7節と、全体の3割弱だけで、7割強はヘーゲルによる「口頭解説」になっている。そして、この口頭解説のうち、第301節、第303節、第318節、第319節のものは相当に詳細なものになっている。詳細な解説ということは重視していることの証であろう。

以下で、ヘーゲルは立法権の内容に関して、どのようなことを重視しているのかを中心に整理し検討することにした。

#### (1) 立法権の対象と構成契機について

立法権の対象については第299節において論じられている。まず『要綱』の本文がメモされている。それによると、立法権の対象は「諸個人との関係」において二つの面から規定される。第1には「国家のおかげで諸個人の利益となり、そして諸個人が享受するところのもの」であり、第2には「諸個人が国家に対して務めとして履行しなければならないところのもの」(S.790.554頁)である。第1のものは、国家への個人の関わり方において、いわゆる「権利」として規定されるものであり、第2のものは「義務」として課されるものであろう。

こうした本文に関してヘーゲルは「口頭解説」を加えている。それは主に国家に対する個人の義務についてであり、「今ではほとんどすべてが貨幣に還元される」(S.791.556頁)ことの意義が説明される。今日ではほとんど唯一の人身的な義務となっている兵役などと比べて貨幣によるいわゆる務めの代替は、こうした「抽象的な務めで満足することによって国家が墮落したのではないかとさえみえるかもしれない」(S.791.556頁)。しかしながらヘーゲルは次のように強調する——「近代国家の原理には、個人のなすことはすべて彼の意志によって媒介されていなければならない、ということが含まれている。しかも貨幣によってこそ平等という正義は、はるかにうまく貫徹されるのである」(S.791.556頁)。こうした貨幣への還元がなければ、その個人の技能や具体的能力に従って労役・兵役等へ召集され、実質的に「才能のある者は才能のない者よりも余計に税を課せられることになる」(S.791f.556頁)であろう。そうすると「正義という平等」が意味をなさなくなる。近代国家にとって最も大事なことの一つは、国家構成員すべてに平等をいかに確保し保証するかということであるからである。貨幣への還元による形式的平等性の確保——ここに近代の思想家ヘーゲルの本領の一端をみてとることができる。

立法権の構成契機については、第300節の「口頭解説」にあたるものが単にこのようにメモされているだけである——「立法権は次の三つの契機を含んでいる。1. 君主的契機、2. 具体的知識をもつ統治権、3. 第3の契機は議会的契機である」(S.793f.)。ここではこれ以上の説明がされていないが、次節以降において立法権の第3契機である「議会」がとりわけ重視されて論じられることになる。

#### (2) 議会とその議員の使命・役割について

議会の有する使命については、『要綱』の第301節「本文」がそのままメモされている——

「議会という要素の使命は、普遍的要件としての公事を、たんに即自的にだけではなく対自的にも議会において顕現させることにある。ということはすなわち、主体的形式的自由の契機を、つまり多くの人々の見解と思想という経験的普遍性としての公衆〔国民〕の意識を、そこにおいて顕現させることである」(S.794f.557頁)。ここでヘーゲルが議会の使命として強調しているのは、「公衆の意識の顕現」、つまり公衆の思い・考えを表に出し、表現する点にあるということである。その点に関連する事項は、①政府に対する議会の立場・位置の問題、②議会の可決する租税の意味の問題、として詳細に「口頭解説」がなされている。

まず①議会の立場として考えられるのは、議会は国民の代表として政府に対立するというようにしばしば理解されるということである。しかしこれは一面の理解である。政府に対する議会の本質的な関係は、「議会は政府と一つになり、共同して最良のものを審議するということである」(S.796)。

次に②租税の意味についてヘーゲルはおおよそこう解説する。議会の可決する租税は、国家に与えられる贈り物のようなものとみなされるべきではなく、それは可決する人々自身の福利のためのものである。そして租税を可決する議会の本来の意義は、国家が議会を通して国民の主体的意識のなかへ入ってゆくこと、そのようにして国民が国家に参与しはじめるということにある(vgl.S.798.559~600頁参照)。租税は国家に対する国民の義務である。しかし義務というと、国民に課せられた、仕方なく一方的になさねばならない務めの色合いが濃い。そうではなくてヘーゲルが強調するのは、租税は国民自身の福利のためのもの、つまり国民の権利実現に寄与するものであるということである。こういう理解に立ってはじめて、議会を仲介にして国家と国民の全うな相互関係(国家による国民の「主体的意識」の把握と国民の「国家への参与」)が成り立つという重要な説明がなされる。

先の①の問題、つまり国民を軸にしてみた場合、議会は政府に対してどのような関係にあり、いかなる役割を有しているかについて、第302節においてヘーゲルは一層詳しく述べている。まず「本文」において、議会は端的に「媒介機関」だと定義される。議会が仲立ちとなった媒介は二種類ある。一つは<政府—国民>関係であり、もう一つは<君主—国民>関係である(vgl.S.799~801.560頁参照)。このさいの国民というのは、国民一人ひとりの場合と、地方自治団体や職業団体など市民社会をさす場合がある。いずれの場合にあっても国民は議会を通して国家への義務を果たすとともに、みずからの福利の実現を図りつつ主体的に国家へ参与していくのである。特に「国家への参与」云々というさい、その国家の政治・統治形態が君主制である場合、君主による独裁が懸念される。すなわち、君主(権)による恣意的支配(権)が絶えず問題となろう。しかし、ヘーゲルの目指す政治・統治形態は君主制であるにしても「立憲君主制」——「立憲国家」(S.801.561頁)の一政治形態——であるから、立憲に関わる確固とした議会の構成・存在ということは生命線となろう。この点をヘーゲルは議会の使命・役割として繰返し強調しているのである。

こうした使命・役割を有する議会の構成メンバーである議員はどのように意義づけされるだろう

うか。第303節では、次の二点から言及されている。第1には普通選挙権の政治的欠陥について、第2には団体の代表の長所についてである。「個々人に投票権を与え、そしてすべての市民がこの権利をもつ」(S.803)とする第1の点については、「自己存続しえない原則」(S.804)としてヘーゲルはきわめて否定的である。もしそうした形で選出された議員で構成された議会なら、「いかなる権威も存在しないであろう」(S.804)という。第2の団体の代表の長所についてヘーゲルはこう述べる。議会がその基礎を市民社会の「職業団体」にもっている場合は、「みずからの中ですでに組織化された市民社会が有機的な仕方ですべての普遍的なものの中へ閉じ込められ、そうすることによって議会は政治的なものとしてしっかりした基盤をもつ」(S.804)として、これは「偉大な点」だと高く評価する。要するに、議員は市民社会の団体の代表でなければ意味を有しないということである。しかしこの場合の意味合いも、二院制をとる場合はそれぞれによって異なるであろう。

### (3) 二院制議会の意味・機能について

まず、二院制のうちの第2議院（貴族院）について説明される。第305節から第307節までにおいて、第2議院の議員をなす貴族が有する社会階層上でのいくつかの特徴について指摘されている。第1には、貴族層は「自然的倫理」の階層だとされる。それは次の二つの理由からである。一つには、この階層は「家族生活を土台とし、生計に関しては土地所有を土台としていて、それゆえ己の特殊性という点では自分自身に基づく意志の働きをもっている」からであり、もう一つには「君主的要素のうちに含まれている自然規定を、この君主的要素と共有している」(S.806f.564頁)からである。ここにみられるように、この階層は土地所有を土台として「自分自身に基づく意志の働きをもっている」とされるが、これはみずからの資産によって「他の階層より以上に自分だけで生活を維持してゆく意欲をもっている」(S.807)ことを意味している。こうした農地所有者の階層は「教養ある部分」と「農民」(S.807)とに区別されるが、「自分だけで生活を維持してゆく」旺盛な意欲と、「最も確実で、最も独立性に富んでいる」(S.808)余裕ある資産との所有者とは、当然ながら農地所有者のうちの「教養ある部分」であろう。この「教養ある部分」こそ、第2議院の議員をなす貴族層の実体なのである。

貴族層の特徴の第2は、「出生」によって決定づけられた「長子相続権」があるということである。出生による長子相続権とは、議論の余地のない「自然規定」であろう。議論の余地がないから無意味かという、そうではないとされる。この階層は、「選挙という偶然なしに、出生によってこの活動をする使命と権限を授けられている」のであり、したがって常に堅固な「実体的立場」(S.810.565～566頁)を保持しえるのである。また長子相続によりその立場を継承することによって途切れることなく、私益の追求ではなく国家的な公益追求が可能になるとして、ヘーゲルはこう述べている——「独立した資産を有する者は外的事情によって制約されているということがなく、それゆえ妨げられることなく自由に行動することができ、したがって国家のために活躍することができるのである」(S.809.565頁)。要するにここで述べていることは、土地所有の貴族層は安定した資産を有し、長子相続による堅固な継承性があるがゆえに、市民社会の私利にまみ

れ、偶然性の要素を多分に含んだ階層の代表者で構成される第1議院（衆議院）——次に検討される——と比べて君主権と類似している（「君主的要素を含んでいる」とされた先の第1の特徴指摘）ということである。こうした一連のことをヘーゲルは、この貴族階層は「王座の支柱になると同時に社会の支柱になる」（S.810.566頁）と特徴づけたのである。

次に、第2議院である衆議院については第308節から第311節にわたって詳しく論じられる。市民社会の第2階層である商工業層の代表者により構成されるのが衆議院の代議士たちである。では、代議士の特徴はどのような点にあるだろうか。ここでは、第1に代議士の本来の使命・役割について、第2に代議士の選出の仕方について、これら二点についてのヘーゲルの基本的な考えを紹介しておきたい。

まず第1について、第309節「口頭解説」においてヘーゲルはこう述べる——「代議士たちは委任された受託者であるとか、下からの指令を上へ伝達する受託者であるとかという関係にあるのではない。このことは、議会の使命が相互に報告し説得し合う生き生きとした共同審議の会議であるということにあるだけになおさらそうである」（S.812）。代議士は決してある特定集団・団体の代弁者として終始するはずのものでないものであるから、選出されるにあたって代議士たち諸個人の個性や特性が「いかに保証されねばならないかということが今や問題である」（S.812f.）ことに当然なるであろう。したがって、第2の代議士の選出の仕方が注目される。「諸個人が客観的に何かに帰属しているものとして示されることが必要である」（S.813）といわれるように、代議士は市民社会の職業団体の諸集団の代表として選出されるのが基本だとヘーゲルはいう。したがって、「代議士たちは市民社会のあらゆる領域に関係しており、市民社会の諸領域の各々すべてを正確に知っている」（S.815）。こういう長所があるにしても、しかし「自由意志による選出」（選挙権者・被選挙権者とも自由意志を尊重し、それに基づいた選出）が無視されると、代議士はある特定集団・団体の「利益の代弁・代理者として現れる」（S.816）として、ヘーゲルは先の第1の考え・立場（諸個人の個性や特性の尊重方法の探求）の浸透ないしは貫徹の重要性を強調している。

以上のように、第1院（貴族院）と第2院（衆議院）の特徴や使命・役割が説明されるが、こうした二院制議会の有する意義についてヘーゲルは第312節「口頭説明」において次のようにまとめている——「政府が一方の側に、議会が他方の側に立つのではなくて、両者の関係は媒介である」（S.817）。ところで、この「媒介」ということは両者の対君主関係においても、対国民関係においてもそうであるということ、これまでの君主権および統治権についての議論をふまえるならばいえるであろう。

#### （4）議会の公開の意義について

議会の公開は国民・市民を政治的に陶冶するのに最良の手段であるという意義を有していることについて、ヘーゲルは第314節と第315節の「口頭解説」で次のように簡潔かつ明瞭に述べている——「議会は本質的に公開でなければならず、そうすることによって市民はみずからの利益が取り扱われているということを直観的に確信する。さらにいえば、そういった公開は、国家にお

いていかなる観点が重要なのかを教えるための最良の学校なのである」(S.818)。議会の公開により、「国家においていかなる観点が重要なのか」を教えられるということであるが、このことは諸個人がみずからの利益との関わりで「公的な要件」へと導かれるという、まさに政治的陶冶の大切さを意味しているに他ならないのである。

#### (5) 世論のあり方と言論・出版の自由の意義およびその限界について

まずヘーゲルは世論の特性についてきわめてリアルな理解を示す。世論というものはその中に真実と虚偽とを合わせ含んでおり、その真偽の見分けの可否ないしは当否に偉人か否かの分岐点があるとしてヘーゲルはいう——「世論のなかには一切の虚偽と真実が含まれているが、そのなかの真実のものを見つけるのが偉人の仕事である。時代が意志しているものを、言い表し、時代に告げ、そして成就する者、これが時代の偉人である。彼は時代の心髄にして本質であるところのものを行なって、時代を実現する」(S.821.576頁)。世論には真実とともに虚偽も含まれているから、世論により国民の生の真実の声を聞き知るという面と、「国民の意志をはっきりと知り、そして表明するにはまったく異なっている」(S.820)という世論の有する他の面があることの重要性にヘーゲルは特に留意している。

それゆえに、ヘーゲルは「世論が伝達として一層はっきりと存在しているのは出版である」(S.821)とし、世論の不確かさ、実体のなさ、誤謬などが文筆により明確になるとして「出版」のもつ重要性をとりわけ重視する。そして、「出版の自由は、それが法律の対象になる限り、一層困難な対象である」(S.821)といい、出版の自由は法律による取締りや制限の対象にすべきでなく、どこまでも擁護すべきものとして、その意義の大切さをヘーゲルは強調している。

ただしヘーゲルはいかなる出版も、意見の表明も自由だとして認められるかというところではないという。そこには出版の自由の限界、自由な意見表明の限界があるとされる。それはどのような場合か。ヘーゲルは指摘している——反乱などへの呼びかけ、国家・元首・君主・政府の人間たちへの人格の侮辱や攻撃(S.822)の場合である。

すなわち、「祖国の諸法律について、国家管理の人々について悪い攻撃的な方法で語り、同様に私的人格について語るということは許されえない」(S.823)。ここに出版をなんらかの方法で規制する法律が必要だという、ヘーゲルによる「出版の自由」の限界説が明らかとなる。出版の自由には限界があり、法律により規制・禁止できるとの主張だけからはリベラルな思想はうかがえない。しかし次のヘーゲルによるまとめの説明はどのように理解しておけばよいのであろうか——「出版の自由が保証される主要な方法は出版の軽蔑である。…そういった軽蔑はイギリスにおいて支配している」(S.824f.)。出版の軽蔑による出版の自由の保証の確保——ここには出版の自由に対する法律による過度の規制の無意味さが述べられているように私は考えている。

## V

特に「口頭解説」を中心にして第5回講義(録)の特徴についてみておきたい。この特徴は、『要綱』における叙述とのズレを確認することにもなるであろう。

第1の特徴は、君主の決定のもつ形式性がきわめて鮮明だという点である。ヘーゲルの考える理想的な国家体制は、「実在的な理性性へと進んだ国家」(S.760)に他ならない。「実在的な理性性」を有した国家とは、「しっかりした秩序をそなえた君主制」(S.765)のことであり、確固とした立憲制(主義)を基礎とした君主制のことなのである。すなわち、立憲君主制こそヘーゲルの理想とする国家体制に他ならない。

立憲君主制においては、最終決定する意志主体は君主である。しかしながら、主権者はどこまでも国民なのである。「国民が主権者であるといわれる場合、このことは国民の述語である。述語は現存すべきであり、規定は現実的であるべきである」(S.760f.)——この主張においてヘーゲルの意味していることは、国民=主権者は現にある状況であるべきであり、現実的にそうであるべきであるということである。したがって君主と国民との関係は、主権者である国民に関わる内容のもの(例えば諸法律の制定など)を最終的に法律として決定し公布するのが君主であるというようなものである。要するに、国民生活に関わる事項の決定の内容づくりは君主以外の機関——立法権と統治権、とりわけ統治権中の内閣であり、最終的な形式的決定は君主ということである。

ヘーゲルは君主の有する形式的な最終決定性という特性を次のように表現した——「君主はただ『然り』<sup>③</sup>と<sup>④</sup>いって、画竜点睛の最後のピリオドを打ちさえすればよい」(S.764.538頁)、「君主はただこの法律に主体的な『われ意志す』<sup>⑤</sup>をつけ加えさえすればよい」(S.765.538頁)。こうした一連の流れにおいて、ヘーゲルは決定に関わる責任のありかを次のように確認する——「[決定の]客観的な面については大臣たちが責任を負うのであって、主体的頂点としての君主には責任がない」(S.771)。

以上のように、君主には最終決定権はあるが、決定内容には一切責任がないということであるから、君主の決定権といってもきわめて形式的なものであるといえるであろう。この点は、『要綱』における君主権の役割・機能とその性格づけと比較して大きく異なるといえる<sup>⑥</sup>。

『要綱』における君主権の役割・機能、性格づけとはこういうものである。君主権は、「最終意志決定としての主体性の権力」と端的に定義されるが、さらに詳細に次のように説明される——「君主権自身が総体性の三つの契機を己のうちに含んでいる。すなわち憲法および法律の普遍性と、特殊なものを普遍的なものへ関連させることとしての審議と、自己規定としての最終決定の契機とがそれである。そしてこの最後のものへ他のすべては立ち返り、それを己の現実性の起点とする。この絶対的な自己規定のはたらきこそ、君主権そのものの他の権力から区別する原理である」(第275節、526～527頁)。

このように、「憲法および法律」に関わる立法権も、「審議」に関わる統治権をも包括するところに「最終意志決定」としての君主権の役割・機能があるとされる。こうした全面的に絶対性を有した君主権においては、君主の決定にさいし大臣の「副署権」<sup>⑦</sup>(君主のすべての決定には当該の大臣の署名を必要とするというもので、この主張は『要綱』刊行以前になされた三つの講義録において特に強調された)は当然ながら必要とはされない。この点が、先に指摘した第5回講義

録「口頭解説」における君主権に関する主張点——君主には最終決定権はあるが、決定内容には一切責任がなく、君主の決定権といってもきわめて形式的なみにすぎない——と大きく異なるといえるのである。

第2の特徴は、立法権の重視と関係したところで指摘される言論・出版の自由<sup>9)</sup>の意義およびその限界についての問題である。立法権については、君主権・統治権に比してそれぞれ量的にはほぼ2倍近くの多さで論じられた。このことは、立憲君主制を理想的な国家体制とヘーゲルが考えるかぎり生命線をなす重要事であることを意味するのはいうまでもない。というのも、確固とした秩序をそなえた立憲制に基づかない君主制は専制主義に陥る危険性を絶えず孕んでいるからである。そして、確固とした秩序をそなえた立憲制を名実ともに保証するのは国民としっかり結びついた立法権が実効を発揮していることであろう。

この点から振り返ってみると、立法権に関するヘーゲルの主張には丁寧で行き届いた配慮が随所でなされていたように思われる。二院制議会の意味と機能について、市民社会の意向反映としての代議院・衆議院の使命と役割について、さらに議会の公開の意義について重点的に確認された。特に議会の公開の有する積極的意義については、国民を政治的に陶冶する「最良の学校」として確認されたことは現代においても十分に妥当する内容のものであろう。

私がここで再度検討し確認しておきたいのは、議会の公開ということと密接に関連して重要視されるどころの言論・出版の自由の意義についてであり、同時にその自由における限界に関わる問題についてである。議会というのはいうまでもなく国民の代表者である議員で構成されているのであるから、その議会での議員による自由な討論が国民に直接公開されるということは、広く市民社会全般において言論・出版の自由が保証され確保されているということを意味しているはずである。言い換えると、言論・出版の自由が社会全体に裾野を広げて保証されていない限りは議会の公開といってもきわめて限定的なものになっており、意義の小さいものとなるであろう。

この点に関わって、『要綱』での「言論・出版の自由」の意義づけについてふれておきたい。『要綱』においても、まず議会（における討論）の「公開」の重要性について強調され、この公開は国民にとって「最大の陶冶手段の一つ」（第315節、572頁）と確認される。しかしながら、こうした議会の公開との関連において主張される「言論・出版の自由」の有する重要性という場合、本来はその議会の討論の公開と直接関連した国家諸要件について国民がいっそうよく知るためのものとして「言論・出版の自由」の意義深さが強調されるはずである（第314節、571～572頁参照）。それにもかかわらず『要綱』においては、言論・出版の自由は「自分の欲することを語りかつ書く自由」と一般化されて、「無限に多種多様なかたちでのべられる私見の、きわめて束の間の、きわめて特殊な、きわめて偶然的な面」（第319節、576～577頁）を有していると特徴づけられ、矮小化されるのである。

みられるように、『要綱』においては言論・出版の自由に対して過小評価がある。しかし第5回講義録においては、ヘーゲルはさすがに、「出版の自由は、それが法律の対象になる限り、一層困難な対象である」（S.821）と主張するほどに、出版の自由は法律による取締りや制限の対象にす

べきでなく、どこまでも擁護すべき重要なものとしたのである。

しかしそれでもなおヘーゲルは、出版の自由にも限界があるとするのである。それは、反乱への呼びかけ、君主を含めた国家要人・政府高官たちへの人格的攻撃などへの出版には法律による規制が必要だとした。この点でヘーゲルの理解には私も支持しえるものがある。つまり、言論・出版の自由があるからといって他者を理由もなく侮辱したり人格攻撃をしてよい自由はないと考えるからである。ヘーゲルも出版の自由には限界があるとするのはそのような見地からであろう。

ところがヘーゲルはどこまでも擁護し大切にしたい出版の自由を維持していくために、法律による出版の自由の規制あるいは禁止への対抗思想として、「出版の自由が保証される主要な方法は出版の軽蔑である」(S.824)との考えをクローズアップさせる。だが、この考えに私は心から賛同できないのである。ヘーゲルの意図するところは、出版にあまり意義を認めず、むしろ軽蔑しているのであるから、そのようなものを法律で規制しても無意味ではないかとして、出版の自由を実質的に確保しようとするところにある。しかしこのヘーゲルのやり方は消極的な方法だと私には思われる。出版の自由の重要性をどこまでも主張するならば、出版のさい行なってはならない事柄を明確にし、そしてその事柄には十分に慎重深く配慮しながら、「出版の軽蔑」という消極的な方法ではなく、出版の自由を積極的に擁護することの方が必要だと私は考えるからである。

\*

- (1) 本稿ではヘーゲルの「法・権利の哲学」第5回講義を主な分析研究の対象にしたが、そのさいベースにしたテキストと、本文中におけるこのテキストからの引用表記法は次のようである。
  - ・G.W.F.Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818–1831*, Edition und Kommentar in sechs Bänden von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt 1973, Bd. 3.
  - ・引用の当該個所については、ページ数を(S. )と本文中に明記した。
- (2) この第5回講義録は聴講者のホトーによる筆記ノート(K.-H.イルティンクの編集)であるが、本講義録と第6回講義録(聴講生のグリースハイムが筆記したものをイルティンクが編集)の両者に収録されたヘーゲルによる「口頭解説」の要点と思われる部分がガンズによって選ばれ、グロクナー編集のヘーゲル全集(ベルリン・アカデミー版)中の『法哲学要綱』において、各節の後に、< Zusatz>として入れられている。『要綱』の邦訳は数種類あるが、そのうち藤野・赤沢訳(「世界の名著」第35巻、中央公論社)では<追加>として当該節の後に挿入されており、本稿においても引用の該当ページ数を(頁)と本文中に明記した。なお、訳文に変更を加えたものもある。
- (3) 本講義録との比較関係上、第6回講義録から引用したものが数箇所ある。その場合のテキストは次のものを使用し、該当ページ数を(S. )と本文中に明記した。
  - ・G.W.F.Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818–1831*, Edition und Kommentar in sechs Bänden von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt 1973, Bd. 4.

注

- (1) 加藤尚武編『ヘーゲル哲学への新視角』(創文社、1999年)に収められた「資料 ヘーゲルの講義活動」、<4. ハイデルベルク大学およびベルリン大学における講義一覧>を参照。
- (2) 以下では、『要綱』の「主文」および「注解」からの引用は、合わせて「本文」と記し、ヘーゲルが

口頭で解説を加えている部分からの引用は、「口頭解説」ないしは「解説」と表記する。

- (3) この第5回講義（録）とその次の第6回講義（録）はともに『要綱』刊行後に行われたものであり、そこでは当然ながら『要綱』がベースにされている。それにもかかわらず、ヘーゲル自身による「口頭解説」では『要綱』での説明叙述と異なる点が見られる。この点がきわめて重要だと私は考えている。第5回講義録と『要綱』との相違については本稿で指摘しているが、第6回講義録と『要綱』との内容上のズレについては、次の拙稿を参照されたい（「ヘーゲル『法・権利の哲学』第6回講義の国家論」名古屋市立大学人文社会学部研究紀要 第10号、2001年3月）。
- (4) 「副署権」は、君主権に特有な最終決定権の有する「形式性」（実質的権限の無さ）を裏づける点で重要である。この副署権が『要綱』刊行以前の、例えば第2回および第3回講義録では特に強調されていたにもかかわらず、『要綱』においては消失してしまっていることについて次の拙稿を参照されたい（「ヘーゲル『法・権利の哲学』第2回講義の国家論」、「ヘーゲル『法・権利の哲学』第3回講義の基本性格」名古屋市立大学人文社会学部研究紀要 第8号・第9号、2000年3月・11月）。
- (5) 議会の公開との連関で強調される「言論・出版の自由」の確保の仕方は、結局は立法権の位置づけ、立憲君主制の性格に関係し、それらはすべて国民の「自由と権利」の確保・実現へと集約されていくことについて次の拙稿を参照されたい（「自由と権利の哲学——ヘーゲル『法哲学』の成立経緯」『思想』岩波書店、2000年5月号）。